

現行	改正案
<p>1 共通事項</p> <p>1 - 3 早期是正措置の運用について</p> <p>(新設)</p> <p>1 - 5 検査との連携</p> <p>保険検査マニュアルに基づく一体的検査方式への移行に伴い、検査と監督事務との連携を以下のとおり行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(標準処理期間)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(注1)～(注3) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>1 共通事項</p> <p>1 - 3 早期是正措置の運用について</p> <p>1 - 3 - 6 「区分等を定める命令」第3条第3項の運用について  <u>「区分等を定める命令」第3条第3項に該当する場合に、保険会社に対して行う命令には第3区分の命令を含むこととされているが、実質資産負債差額から、満期保有目的債券及び責任準備金対応債券の時価評価額と帳簿価額の差額を除いた額が正の値となり、かつ、流動性資産(注)が確保されている場合には、原則として同区分の命令は発出しないものとする。</u>  <u>ただし、解約の状況や流動性資産の確保の状況等を総合的に勘案し、必要があると認める場合には、契約管理の徹底、流動性の補完、資本の増強等につき業務改善命令を発出することがあることに留意するものとする。</u>  <u>(注)流動性資産：現預金、コールローン、売買目的有価証券、その他有価証券(市場性がないもの及び保有目的等から直ちに売却等が困難なものを除く。)</u></p> <p>1 - 5 検査との連携</p> <p>保険検査マニュアルに基づく一体的検査方式への移行に伴い、検査と監督事務との連携を以下のとおり行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(標準処理期間)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(注1)～(注3) (略)</p> <p><u>(注4)複数の当事者にわたる事案の場合には、当該当事者か</u></p>



外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。)が図られているか。

委託契約によっても当該保険会社と顧客との間の権利義務関係に変更がなく、顧客に対しては、当該保険会社自身が事務を行ったのと同様の権利が確保されていることが明らかか。

委託事務に関して契約どおりサービスの提供が受けられないときに、保険会社において顧客利便に支障が生じることを未然に防止するための態勢整備が行われているか。

委託先における目的外使用の禁止も含めて顧客情報管理が整備されており、委託先に守秘義務が課せられているか。

クレーム等について顧客から保険会社への直接の連絡体制を設けるなど適切な苦情相談態勢が整備されているか。

(2) 保険会社は、以下に示す点など、その経営の健全性の確保の観点から総合的な検証を行い、必要な態勢整備(委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。)を図っているか。

リスク管理

保険会社は、当該委託契約に沿ってサービスの提供を受けなかった場合の保険会社の業務への影響等外部委託に係るリスクを総合的に検証し、リスクが顕在化した場合の対応策等を検討しているか。

委託先の選定

保険会社の経営の合理性の観点からみて十分なレベルのサービスの提供を行いうるか、契約に沿ったサービス提供や損害等負担が確保できる財務・経営内容か、保険会社の

レピュテーション等の観点から問題ないか等の観点から、委託先の選定を行っているか。

契約内容

契約内容は、委託事務の内容等に応じ、例えば以下の項目について明確に示されるなど十分な内容となっているか。

- ・ 提供されるサービスの内容及びレベル並びに解約等の手続き。
- ・ 委託契約に沿ってサービスが提供されない場合における委託先の責務。委託に関連して発生するおそれのある損害の負担の関係（必要に応じて担保提供等の損害負担の履行確保等の対応を含む。）。
- ・ 保険会社が、当該委託事務及びそれに関する委託先の経営状況に関して委託先より受ける報告の内容。
- ・ 金融当局の保険会社に対する検査・監督上の要請に沿って対応を行う際の取り決め。

保険会社に課せられた法令上の義務等

当該委託事務を保険会社自身が行った場合に課せられる法令上の義務等の履行に支障が生じる外部委託とっていないか。

保険会社側の管理態勢

委託事務に関する管理者の設置、モニタリング、検証態勢（委託契約において、保険会社が委託先に対して事務処理の適切性に係る検証を行うことができる旨の規定を盛り込む等の対応を含む。）等の社内管理態勢が整備されているか。

情報提供

<p>1 - 6 - 6 法第 100 条の2に規定する業務運営に関する措置等 (略)</p> <p>1 - 6 - 7 資産運用限度 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1 - 7 契約条件の変更について</p> </div> <p>1 - 7 - 3 保険会社の対応</p> <p>保険会社が、契約条件の変更の手続を進める場合には、以下の 点に留意して、適切な対応が取られているか。</p> <p>(1)経営改善の取組み</p>	<p><u>委託事務の履行状況等に関し委託先から保険会社への 定期的なレポートに加え、必要に応じ適切な情報が迅速に得 られる態勢となっているか。</u></p> <p><u>監査</u> 保険会社において、外部委託事務についても監査の対象 となっているか。</p> <p><u>緊急時等の対応</u> 委託契約に沿ったサービスの提供が行われない場合に も、保険会社の業務に大きな支障が生じないよう対応が検討 されているか。また、顧客に対して委託先に代わりサービス 提供が可能な態勢等が整備されているか。</p> <p><u>グループ会社への外部委託</u> 委託契約が保険会社とグループ会社との間において締結 される場合に、契約の内容が実質的に委託先への支援とな っており、アームズ・レングス・ルールに違反していないか。</p> <p>1 - 6 - 7 法第 100 条の2に規定する業務運営に関する措置等 (略)</p> <p>1 - 6 - 8 資産運用限度 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1 - 7 契約条件の変更について</p> </div> <p>1 - 7 - 3 保険会社の対応</p> <p>保険会社が、契約条件の変更の手続を進める場合には、以下の 点に留意して、適切な対応が取られているか。</p> <p>(1)経営改善の取組み</p>
--	---

契約条件の変更にあたっては、契約条件の変更後に保険契約の確実な履行が行えるよう、合併・再編、組織変更、事業費削減、業務の再編成等を含め経営改善方策を幅広く検討し、その結果講じることとした方策及びそれを織り込んだ将来の業務及び財産の状況の予測について、株主総会等及び保険契約者に明確かつ平易に説明を行っているか。

1 - 9 弊害防止措置について

1 - 9 - 3 子保険会社関係の弊害防止措置

生損保への相互参入について、以下のような弊害防止措置がとられているか。

(1) 子保険会社を有する親保険会社(令第14条第1項第1号(1)及び(2)若しくは同項第2号(1)及び(2)又は保険業法施行規則(以下「規則」という。)第53条第1項第1号及び第3号若しくは同条第2項第1号及び第3号に掲げる者をいう。以下同じ。)の役員(取締役又は監査役をいう。(1)において同じ。)又は職員は、当該子保険会社の役員又は職員を兼ねていないか(当該親保険会社及び子保険会社のいずれか一方に単に在籍している職員が、他方の役員又は職員になることは問題ない。)。

(2) 外国保険会社等と特殊の関係にある者(令第29条第1項第2号及び第3号若しくは同条第2項第2号及び第3号又は規則第134条第1項第1号及び第3号若しくは同条第2項第1号及び第3号に掲げる者をいう。)の役員(取締役又は監査役であつて常務に従事する者に限る。以下(2)において同じ。)又は職員(単に在籍している職員でないものに限る。)は、当該外国保険会社等の役員又は職員を兼ねていないか。

契約条件の変更にあたっては、契約条件の変更に至った経緯に加え、契約条件の変更後に保険契約の確実な履行が行えるよう、合併・再編、組織変更、事業費削減、業務の再編成等を含め経営改善方策を幅広く検討し、その結果講じることとした方策及びそれを織り込んだ将来の業務及び財産の状況の予測について、株主総会等及び保険契約者に明確かつ平易に説明を行っているか。

1 - 9 弊害防止措置について

(削除)

3 - 9 産業活力再生特別措置法に関する損害保険会社の留意事項について

産業活力再生特別措置法(以下「産活法」という。)等に定める事業再構築に関する計画(以下「事業再構築計画」という。)の記載事項については、損害保険会社の計算書類等の記載方法に則し、以下の点に留意するものとする。

(新設)

3 - 9 - 1 産活法第2条第2項第2号及び同法告示第6条、第8条、第9条の事業革新の定義について

(新設)

1 - 14 産業活力再生特別措置法に関する保険会社の留意事項について

産業活力再生特別措置法(以下「産活法」という。)等に定める事業再構築に関する計画(以下「事業再構築計画」という。)の記載事項については、保険会社の計算書類等の記載方法に則し、以下の点に留意するものとする。

1 - 14 - 1 産活法第2条第2項第1号及び産活法の施行に係る指針(以下「施行指針」という。)第3条の事業の構造の変更の定義について

施行指針第3条の「株式の払込みにより資本の額を3%以上増加させること」は、相互会社においては、例えば、基金の拠出により基金と基金償却積立金の合計額を3%以上増加させることをいう。

1 - 14 2 産活法第2条第2項第2号及び施行指針第6条、第8条、第9条の事業革新の定義について(1) 生命保険会社

施行指針第6条の「当該新たな役務の売上高の合計額がすべての事業の売上高の1%以上となる場合」は、例えば、当該新たな役務の年換算保険料がすべての事業の年換算保険料の1%以上となる場合をいう。

施行指針第8条の「当該役務に係る1単位当たりの販売費が5%以上低減される場合」は、例えば、年換算保険料の1単位当たりの事業費が5%以上低減される場合をいう。

施行指針第9条の「事業再構築期間中の当該役務の売上高の伸び率を百分率で表した値が、過去3事業年度における当

(1) 告示第6条の「当該新たな役務の売上高の合計額がすべての事業の売上高の1%以上となる場合」は、例えば、当該新たな役務の正味収入保険料と収入積立保険料の合計額がすべての事業の正味収入保険料と収入積立保険料の合計額の1%以上となる場合をいう。

(2) 告示第8条の「当該役務に係る1単位当たりの販売費が5%以上低減される場合」は、例えば、正味収入保険料と収入積立保険料の合計額の1単位当たりの経費(損害調査費、諸手数料及び集金費、その他保険引受費用並びに営業費及び一般管理費の合計額)が5%以上低減される場合をいう。

(3) 告示第9条の「事業再構築期間中の当該役務の売上高の伸び率を百分率で表した値が、過去3事業年度における当該役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値を5以上上回る場合」は、例えば、事業再構築期間中の当該役務の正味収入保険料と収入積立保険料の合計額の伸び率を百分率で表した値が、過去3事業年度における当該役務に係る業種の正味収入保険料と収入積立保険料の合計額の伸び率の実績値を百分率で表した値を5以上上回る場合をいう。

当該役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値を5以上上回る場合」は、例えば、事業再構築期間中の当該役務の年換算保険料の伸び率を百分率で表した値が、過去3事業年度における当該役務に係る業種の年換算保険料の伸び率の実績値を百分率で表した値を5以上上回る場合をいう。

(注) なお、年換算保険料を算出できない場合は、保険料等収入を用いることとする(以下、1-14-3(1)において同じ。)。

## (2) 損害保険会社

施行指針第6条の「当該新たな役務の売上高の合計額がすべての事業の売上高の1%以上となる場合」は、例えば、当該新たな役務の正味収入保険料と収入積立保険料の合計額がすべての事業の正味収入保険料と収入積立保険料の合計額の1%以上となる場合をいう。

施行指針第8条の「当該役務に係る1単位当たりの販売費が5%以上低減される場合」は、例えば、正味収入保険料と収入積立保険料の合計額の1単位当たりの経費(損害調査費、諸手数料及び集金費、その他保険引受費用並びに営業費及び一般管理費の合計額)が5%以上低減される場合をいう。

施行指針第9条の「事業再構築期間中の当該役務の売上高の伸び率を百分率で表した値が、過去3事業年度における当該役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値を5以上上回る場合」は、例えば、事業再構築期間中の当該役務の正味収入保険料と収入積立保険料の合計額の伸び率を百分率で表した値が、過去3事業年度における当該役務に係る業種の正味収入保険料と収入積立保険料の合計額の伸び率の実績値を百分率で表した値を5以上上回る場合をいう。



3 - 9 - 2 産活法第3条第5項第1号及び同法告示第11条の事業再構築の認定の基準について

(新設)

(1) 告示第11条第1項第1号の「自己資本当期純利益率(当期純利益金額を自己資本の額で除したものを百分率で表した値)が2以上上昇する」場合は、例えば、当期利益の額を自己資本の額で除したものを百分率で表した値が2以上上場する場合をいう。

(2) 告示第11条第1項第2号の「有形固定資産回転率(売上高を

1 - 14 - 3 産活法第3条第6項第1号及び我が国産業の活力の再生に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)二.ロ.の事業再構築の認定の基準について

(1) 生命保険会社

基本指針二.ロ.1. の「自己資本当期純利益率(当期純利益金額を自己資本の額で除したものを百分率で表した値)が2以上上昇する」場合は、例えば、相互会社においては、当期剰余の額を資本の部の合計額で除したものを百分率で表した値が2以上上昇する場合、株式会社においては、当期利益の額を自己資本の額で除したものを百分率で表した値が2以上上昇する場合をいう。

基本指針二.ロ.1. の「有形固定資産回転率(売上高を有形固定資産の帳簿価額で除した値)が5%以上上昇する」場合は、例えば、年換算保険料を有形固定資産の帳簿価額で除した値が5%以上上昇する場合をいう。

基本指針二.ロ.1. の「従業員1人あたり付加価値額(営業利益、人件費及び減価償却費の和)が6%以上上昇する」場合は、例えば、従業員1人あたり付加価値額(基礎利益、人件費及び減価償却費の和)が6%以上上昇する場合をいう。

(2) 損害保険会社

基本指針二.ロ.1. の「自己資本当期純利益率(当期純利益金額を自己資本の額で除したものを百分率で表した値)が2以上上昇する」場合は、例えば、当期利益の額を自己資本の額で除したものを百分率で表した値が2以上上昇する場合をいう。

基本指針二.ロ.1. の「有形固定資産回転率(売上高を有形

有形固定資産の帳簿価額で除した値)が5%以上上昇する」場合は、例えば、正味収入保険料と収入積立保険料の合計額を有形固定資産の帳簿価額で除した値が5%以上上昇する場合をいう。

(3) 告示第11条第1項第3号の「従業員1人当たりの付加価値額(営業利益、人件費及び減価償却費の和)が6%以上上昇する」場合は、例えば、従業員1人当たりの付加価値額(保険引受収益から保険引受費用を引いた額、人件費及び減価償却費の和)が6%以上上昇する場合をいう。

1 - 14 その他

(略)

2 - 2 生命保険契約の締結及び保険募集

(1)~(4) (略)

(5)法第300条第1項第7号関係

~ (略)

変額保険募集上の遵守事項

変額保険の募集に際しては、保険金額が資産運用実績によって変動するというこの保険の仕組みの特殊性等に鑑み、契約者との無用のトラブルや募集秩序の混乱を防止する観点から、法第300条第1項第7号(省令第233条を含む。)の規定に特に留意のうえ、遵守の徹底を行っているかどうか。

外貨建て保険募集上の留意事項

外貨建て保険の募集に際しては、契約者等の保護を図る観点から、法第300条第1項第7号関係(省令第233条を含む。)の規定に特に留意のうえ、募集時に為替リスクの存在について十分説明を行うとともに、契約者が為替リスク等について了知

固定資産の帳簿価額で除した値)が5%以上上昇する」場合は、例えば、正味収入保険料と収入積立保険料の合計額を有形固定資産の帳簿価額で除した値が5%以上上昇する場合をいう。

基本指針二.ロ.1. の「従業員1人あたり付加価値額(営業利益、人件費及び減価償却費の和)が6%以上上昇する」場合は、例えば、従業員1人あたり付加価値額(保険引受収益から保険引受費用を引いた額、人件費及び減価償却費の和)が6%以上上昇する場合をいう。

1 - 15 その他

(略)

2 - 2 生命保険契約の締結及び保険募集

(1)~(4) (略)

(5)法第300条第1項第7号関係

~ (略)

変額保険募集上の遵守事項

変額保険の募集に際しては、保険金額が資産運用実績によって変動するというこの保険の仕組みの特殊性等に鑑み、契約者との無用のトラブルや募集秩序の混乱を防止する観点から、法第300条第1項第7号(規則第233条を含む。)の規定に特に留意のうえ、遵守の徹底を行っているかどうか。

外貨建て保険募集上の留意事項

外貨建て保険の募集に際しては、契約者等の保護を図る観点から、法第300条第1項第7号関係(規則第233条を含む。)の規定に特に留意のうえ、募集時に為替リスクの存在について十分説明を行うとともに、契約者が為替リスク等について了知

した旨の確認書等の徴求を徹底しているかどうか。

3 損害保険関係

3 - 2 損害保険代理店の登録関係

(1) ~ (6) (略)

(7) 保険募集に従事する役員又は使用人届出(法第302条の届出)

法第302条にいう保険募集に従事する役員又は使用人とは、代理店の事務所に勤務し、かつ、保険募集に関し所定の教育を受け、その代理店の管理のもとで保険募集を行う者をいう。なお、同一人が複数の代理店において保険募集に従事する役員又は使用人にはなれないことに留意する。

別添1:参考様式集

(1) 生命保険会社関係

別紙様式23-2

文書番号  
年 月 日

金融庁長官 殿

保険会社名  
代表者名

総株主の議決権の百分の五を超える議決権を一の株主により  
取得又は保有されることに係る届出

総株主の議決権の百分の五を超える議決権を一の株主により取得又は保有されることになったので、保険業法127条の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

した旨の確認書等の徴求を徹底しているかどうか。

3 損害保険関係

3 - 2 損害保険代理店の登録関係

(1) ~ (6) (略)

(7) 保険募集に従事する役員又は使用人届出(法第302条の届出)

法第302条にいう保険募集に従事する役員又は使用人とは、代理店の事務所に勤務し、かつ、保険募集に関し所定の教育を受け、その代理店の管理のもとで保険募集を行う者をいう。なお、上記の者が他の代理店又は損害保険会社において保険募集に従事する役員又は使用人にはなれないことに留意する。

別添1:参考様式集

(1) 生命保険会社関係

別紙様式23-2

文書番号  
年 月 日

金融庁長官 殿

保険会社名  
代表者名

総株主の議決権の百分の五を超える議決権を一の株主により  
取得又は保有されることに係る届出

総株主の議決権の百分の五を超える議決権を一の株主により取得又は保有されることになったので、保険業法127条の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

氏名又は名称	
住所又は主たる所在地	
連絡先	
保有される議決権数	個(総株主の議決権に対する割合 %)
保有される日	

添付書類

保険業法施行規則第85条第3項に掲げる書類

記

氏名又は名称	
住所又は主たる所在地	
連絡先	
保有される議決権数	個(総株主の議決権に対する割合 %)
保有される日	

添付書類

保険業法施行規則第85条第3項に掲げる書類

別紙様式27-4

文書番号  
年月日

金融庁長官 殿

保険会社名  
代表者名

特殊関係者でなくなった届出書

が特殊関係者でなくなったので、保険業法127条の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

名称	
本店(又は主たる営業所)の所在地	
業務内容	
保有議決権数	個(総株主の議決権に対する割合 %)
特殊関係者でなくなった理由	

別紙様式27-4

文書番号  
年月日

金融庁長官 殿

保険会社名  
代表者名

特殊関係者でなくなった届出書

が特殊関係者でなくなったので、保険業法127条の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

名称	
本店(又は主たる営業所)の所在地	
業務内容	
保有議決権数	個(総株主の議決権に対する割合 %)
特殊関係者でなくなった理由	

実行予定日 年 月 日( )

添付書類  
保険業法施行規則第85条第3項に掲げる書類

(2) 損害保険会社関係

別紙様式18-2

金融庁長官 殿

文書番号  
年 月 日

保険会社名  
代表者名

総株主の議決権の百分の五を超える議決権を一の株主により  
取得又は保有されることに係る届出

総株主の議決権の百分の五を超える議決権を一の株主により取得  
又は保有されることになったので、保険業法127条の規定に基づき、  
下記のとおりお届けいたします。

記

氏名又は名称	
住所又は主たる所在地	
連絡先	
保有される議決権数	個(総株主の議決権に対する割合 %)
保有される日	

添付書類  
保険業法施行規則第85条第3項に掲げる書類

特殊関係者でなくなった日 年 月 日( )

添付書類  
保険業法施行規則第85条第3項に掲げる書類

(2) 損害保険会社関係

別紙様式18-2

金融庁長官 殿

文書番号  
年 月 日

保険会社名  
代表者名

総株主の議決権の百分の五を超える議決権を一の株主により  
取得又は保有されることに係る届出

総株主の議決権の百分の五を超える議決権を一の株主により取得  
又は保有されることになったので、保険業法127条の規定に基づき、  
下記のとおりお届けいたします。

記

氏名又は名称	
住所又は主たる所在地	
連絡先	
保有される議決権数	個(総株主の議決権に対する割合 %)
保有される日	

添付書類  
保険業法施行規則第85条第3項に掲げる書類

別紙様式26 - 4

文書番号  
年 月 日

金融庁長官 殿

保険会社名  
代表者名

特殊関係者でなくなった届出書

が特殊関係者でなくなったので、保険業法127条の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

名 称	
本店(又は主たる営業所)の所在地	
業 務 内 容	
保 有 議 決 権 数	個(総株主の議決権に対する割合 %)
特殊関係者でなくなった理由	
実 行 予 定 日	年 月 日( )

添付書類

保険業法施行規則第85条第3項に掲げる書類

別紙様式26 - 4

文書番号  
年 月 日

金融庁長官 殿

保険会社名  
代表者名

特殊関係者でなくなった届出書

が特殊関係者でなくなったので、保険業法127条の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

名 称	
本店(又は主たる営業所)の所在地	
業 務 内 容	
保 有 議 決 権 数	個(総株主の議決権に対する割合 %)
特殊関係者でなくなった理由	
特殊関係者でなくなった日	年 月 日( )

添付書類

保険業法施行規則第85条第3項に掲げる書類